

コーポレートガバナンス基本方針

(目的)

当社は世界に展開するサプライチェーン・ロジスティクス企業として、お客様、取引先、従業員をはじめとした多様なステークホルダーの利害を踏まえ、経営の透明性を確保したコーポレートガバナンス体制の整備・構築が重要であるとの認識の下、次条に掲げる経営理念の実現を目指して本基本方針を制定する。

(グループ経営理念)

第2条 当社が定めるグループ経営理念は次のとおり。

「グループ経営理念」

私たちの想い (VISION) ・ 私たちの使命 (MISSION)

私たちの想い (VISION)

私たちはロジスティクスで、人を、ビジネスを、社会を、より良い未来へつなげます。

私たちの使命 (MISSION)

私たちは、物事の本質を見極める力 (“Insight”) を働かせ、徹底してサービス品質 (“Service Quality”) の向上に取り組み、新しい価値を創造する (“Innovation”) で、世界で認められ選ばれ続けるサプライチェーン・ロジスティクス企業となり、ビジネスと社会の持続的な発展に貢献します。

私たちの価値観 (VALUES)

CONNECTED

私たちは、英知を結集して本質的な課題の解決に取り組み、あらゆるステークホルダーにとってオープンで信頼のおけるパートナーであり続けます。

COMMITTED

私たちは、未来を共有できる信頼関係作りに努め、細部まで徹底した高品質なサービスの提供に全力を尽くします。

CREATIVE

私たちは、期待を超える新しい価値の創造に挑戦し、提案し続けます。

私たちの約束 (BRAND PROMISE)

“Create Better Connections”

(統治機構の概要)

第3条 当社はコーポレートガバナンス強化の一環として、監査等委員会設置会社を選択する。取締役会は当社の経営についての責任を負い、会社の重要な意思決定を行い、業務執行を監督する。監査等委員会は取締役等の職務執行の監査・監督を行う。また、意思決定の迅速性・効率性の確保および当社グループ全体の運営状況に関する討議の深化のため、取締役会が選任する執行役員で構成するコアマネジメントボードを設置する。当社が内部監査業務を委託するNYK内部監査部門（以下、「NYK内部監査部門」という）が当社および当社グループ会社への計画的な内部監査を行う。また、多様な企業リスクへの対応のためコンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、投資検討会議を任意に設置する。

(取締役会の役割・責務および運営)

第4条 取締役会は、以下について責任を負う。

- 1) グループ経営理念の策定、周知徹底および浸透
 - 2) 経営計画の策定ならびに未達の場合の原因分析、対策および次期経営計画への反映
 - 3) 迅速、果敢な意思決定を支える環境整備および業務執行体制の監督
 - 4) 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備および監督
 - 5) 利益相反取引の監視
 - 6) 取締役・執行役員の業績評価および人事
 - 7) 重要な業務執行の決定、その他法令、定款および取締役会規則に定める事項
2. 当社は毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。
3. 取締役会議長は、取締役会の効率的な運営に責任を負い、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。
4. 取締役会は、内部統制の実効性を担保するため監査等委員会、NYK内部監査部門、会計監査人、コアマネジメントボードのほか内部統制を所管する関係部署との連携体制を整備する。

(監査等委員会)

第5条 監査等委員会は、本基本方針の趣旨を十分に理解した上で、同委員会が定める監査等委員会監査等基準に沿って職務を適切に遂行する。

(コアマネジメントボード)

第6条 コアマネジメントボードは、原則として本店所在地で毎月2回開催され、コアマネジメントボード規則に従って、当社グループ全体の業務執行を討議、決定する。

(会計監査人)

第7条 外部会計監査人は、適切な監査に責任を負う。

2. 取締役会および監査等委員会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合または不備や問題点を指摘した場合、関連部署を交え、遅滞なく対応を協議する体制を確立する。

(内部統制の概要)

第8条 当社は、監査等委員会設置会社として、会社法に対応する業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関し、取締役会決議を行い、法令および定款に適合する企業経営を实践するほか、郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則、その他社規程を制定し、社会倫理に適う健全な企業活動を遂行する。

(コンプライアンス活動)

第9条 コンプライアンス委員会は、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定、実行、確認を行う。また、同プログラムに基づいた各種研修により、知識の習得および遵法意識の醸成に努める。

(内部監査活動)

第10条 NYK内部監査部門は、計画的な当社および当社グループ会社への内部監査を通じて事業活動の有効性・効率性を確認し、内部監査結果を当社取締役会、監査等委員会および親会社の取締役会に同一内容を報告すると共に指摘、助言、改善提案等の活動を通して業務の適正性を確保する。

(内部通報)

- 第11条 当社は、当社グループの従業員等が違法もしくは不適切な行為または情報開示に関する情報や真摯な疑念を取締役会、監査等委員会に伝えることができるよう、社内に複数の内部通報窓口を設置するとともに、通報者の心情に配慮し、社外の通報窓口も併設する。
2. 当社は、前項の窓口寄せられた情報や疑念を客観的に検証し、適切に活用するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会への報告体制を整備する。コンプライアンス委員会は、報告された通報事案について取締役会へ報告を行う体制を併せ整備する。
 3. 取締役会は、伝えられた情報や疑念等、報告された通報事案に対する対応が適切であったか、通報者が不当に不利益を被っていないかなど、当社の内部通報制度の運用状況を監督しなければならない。

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第12条 当社は、中長期的な企業活動の源泉は、お客様、従業員、取引先、債権者および外国を含めた地域社会をはじめとする様々なステークホルダーにあることを認識し、これらの株主以外のステークホルダーとも適切な協働に努める。

(グループ行動規範の制定および実践)

第13条 前条の認識の下、取締役会は、当社およびグループ会社のすべての役職員に適用される行動規範を定め、それを国内外の事業活動に広く浸透させ、遵守されるよう努めなければならない。

(役員の研究)

第14条 当社は、役員（以下、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役および執行役員を合わせて「役員」という。）に対し、財務、会計、法務、組織、その他当社の事業に関する研修の機会を設ける。

2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役が財務および会計について適切な知見を有することができるように研鑽の機会を設け、監査等委員である取締役のうち少なくとも一人は財務および会計に関する適切な知見を有する体制を維持する。
3. 役員は、その職責を理解し、当社の経営戦略および財務状態に精通するのみならず、経営、業務、財務、会計および法令等について自らの見識を深め研鑽を積む。

(持続可能性)

第15条 当社は、社会・環境問題をはじめとする持続可能性を巡る課題が重要なリスク管理の一部であることを認識し、社会の事業会社に対する要請や関心に応じ、社会・環境問題に積極的かつ能動的に取り組むとともに、取り組みの内容を積極的に公表する。

(多様性の確保)

第16条 会社の持続的成長のためには、社内の異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観が必要であると認識し、当社は、人種、肌の色、宗教、性別、出身地等によることなく、各人がその有する経験、技能、属性に応じた活躍ができるよう努める。

(リスク管理、内部統制システム等に関する方針の公表)

第17条 取締役会は、会社法その他の適用のある法令に基づいて、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に公表する。

2. 当社は、会社法その他の適用ある法令および定款に従って、財務および業務に関する事項を公表する。

(改廃)

第18条 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

附則

2015年11月27日 制定

2018年 7月31日 改正

2018年 4月 1日 改正

2019年 4月 1日 改正

2020年 6月30日 改正